第４回　湯沢町宿泊税導入検討委員会　議事要旨

日　時：令和８年８月６日９時30分～
会　場：湯沢町役場　議会第２会議室
参加者：委員７名 事務局７名

１．開会

事務局より開会を宣言。出席者及び資料について確認。

２．委員長あいさつ

（梅川委員長）第４回検討委員会について

第４回ということで、本日も活発なご意見をよろしくお願いいたしたい。今日は端数処理の問題や、使途の公開性、ガバナンスの問題などが議論になるかと思う。議論がここまで進んできた背景には、事務局の資料の作り込みと、丁寧な振り返りがあったと思う。今回も、前回の振り返りとスケジュール確認からお願いしたい。

3．議事

（1）前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認

資料に基づき事務局から説明

（A委員）定率制導入にむけた端数処理の方法について

前回の振り返りの中でも、定率制を導入する際には、様々な懸念事項に対応していかなければならないという話があったが、今回の資料の７ページにあるように、（税率を乗じる前の素泊まり料金を1,000円未満切り捨てとした場合には、）税額対応表を作成できるということであれば、結局のところ段階的定額制のようなものだと思う。定率制ではあるが、見え方としては段階的定額制に近い。そう説明していけば、定率制に対する抵抗感は薄れるのではないかと感じた。

→（梅川委員長）

確かに、税額対応表を見ると段階的定額制のようにも見えるが、段階的定額制と違うところは、税額が一定の価格帯で止まることが無いというところ。これまでの議論で高付加価値化の話も出ているが、湯沢町が今後そうした観光地を目指す際にも、この方式であれば、宿泊料金が高くなるにつれ税収も連動して上がっていくことになる。

このように、段階的定額制のように見えるが、実際には定率制であるというところが、この方式特有のメリットだと思う。

→（B 委員）

この方式（課税標準額を 1,000 円未満で切り捨てるという方式）は、沖縄県の先行事例を参考にしているとのことだが、沖縄県と同様に上限額を設けるのか。

→（事務局）

沖縄県の方式を参考にするのは、あくまで課税標準額の 1,000 円未満を切り捨てるという部分であり、湯沢町では上限額を設定することは考えていない。

→（D 委員）

本資料の 7 ページ目を見ると、ほぼ段階的定額制のようにも見えるので、これをわかりやすく説明してもらえれば、地域で懸念している方にも納得してもらいやすいのではないかと思う。

→（田村副委員長）

確認だが、これまでは税額を算出した後に端数を切り捨てるイメージで議論が進んでいたと思うが、先行自治体にはそうした例が無いということでよろしいか。

→（事務局）

先行自治体においてホームページで公表されている内容等を確認したが、定率制で導入しているか、もしくはこれから導入予定である先行自治体の全 10 団体はすべて、課税標準額で端数整理を行う方式だった。

→（田村副委員長）

なおかつ、その方法の方がシステム改修費もかかりにくいという説明だったかと思うが、その理解で間違いないか。

→（事務局）

確実にシステム改修費が抑えられるかどうかは断言できないが、先行自治体はすべて課税標準額で端数整理を行う方式なので、湯沢町が独自に税額で端数整理をするような方式を採用するより、先行自治体に倣う方がシステム改修費が抑えられるであろうことは想定して問題ないと思う。

また、今回参考とした先行自治体である沖縄県も、2 月から導入することが決まっていて、その内容が既にチラシ等になっている。システム側も対応することが前提となっていると考えるのが自然であり、この方式であればシステム改修が大きな問題にはなりにくいのではと考えている。

→（A 委員）

課税標準額・税額という言葉は一般市民には聞き慣れない用語。事業者に説明する際には、素泊まり料金といった表現にしてもらった方が理解しやすいと思う。

→（事務局）

指摘はごもっともだと思う。一般の方々に説明する際には、そういった行政の専門用語を使わないよう意識したい。

→（C 委員）

定率に踏み切ることが決まった中で、段階的定額制に近い内容に落とし込めたことで、良い案にまとまりそうだと感じている。県などの外部に説明する際には、湯沢町

は定率制に踏み切ったということを示せるし、町内事業者などの内部に説明する際には、段階的にうまく処理していくという説明でアピールできるように感じる。端数処理については、提案のあった沖縄モデルの方式がうまくはまっていくという感触を持っている。

→（E 委員）

私も端数処理については、今回の提案が良いと思う。段階的定額制の上限が無いバージョンのようにも見える。今後インフレが進んだりしても、この方法であれば対応できるし、同時に段階的定額制のようにも見えるので、理解を広げやすいと思う。この案に賛成したい。

（B 委員）税の原則と宿泊税特有の性質について

資料にある通り、税金は個々の納税者に対して直接対価を返すものではないので、事務局の見解として示された「納付した者が相応の便益を受けるという考え方は馴染まない」というのは大いに理解できる。

一方で、宿泊税の性質を考えると、お客様の受入環境整備などに使うことが大きな目的だと思う。そうなると、エリアによってお客様が望むことは異なるとおもうので、エリアごとの課題や、お客様の声を丁寧に拾うことが必要だと思う。それによってエリア間の納得感も生まれるものだと思うので、エリアの声を集約する機能をまちづくり機構の中の議論にのみ委ねてよいものか疑問が残る。安易に一般財源に流れないよう、我々もチェック機能を持たなければならないと思う。その点をもう一度確認したい。

→（梅川委員長）

受入環境整備を進めることは、宿泊税の重要な目的の一つであり、ごもっともな意見だと思う。

→（事務局）

本日の議題 2 における具体的な使途の選定手続きの中でも、エリアの声をどのように集約するか議論いただきたい。

→（C 委員）

通年営業が多い湯沢地区と、季節営業が多い苗場地区では、歩調を合わせること自体が課題になる場合があり、まちづくり機構の事業でも常につきまとう課題。今回の宿泊税の議論においても、地域ごとの事情は丁寧に扱う必要がある。

一方で、湯沢町を訪れるお客様に負担していただく税である以上、地域性に過度に固執しない視点も必要。意見集約の場としてまちづくり機構があり、その先の宿泊税活用会議でしっかり議論するという建付けは適切なのではないかと感じる。

（E 委員）民泊事業者等への対応の重要性

前回、部屋売りについて確認してほしいと意見したが、部屋売りをする施設は民泊に多いように思う。新しい制度を導入する際には、民泊や新規参入などの事業形態についても

配慮した制度設計になっていることが見えると、理解を広げやすいと思う。

（2）具体的な使途の選定手続き

資料に基づき事務局から説明

（A 委員）充当事業が偏らないための対策として割合を定めることについて

基金積立については、税収の最低 3%を積み立てるという規定では少なすぎるのではないかと思う。ある程度引き上げ、積み立てはしっかりと行う必要があると考える。大きなハード事業を行おうとした際に、財源が足りないということになりかねない。

→（D 委員）

基金積立は、資料 14 ページの「分類③湯沢町が行うハード整備事業（基金積立を含む）」と、「分類④その他の基金積立」のどちらの積立となるかで大きく変わってくると思う。

→（A 委員）

私が混同してしまっていたが、分類③の基金積立というのは、ハード事業に向けた個別の基金積立で、分類④の災害対応基金とは別物ということなのか。ハード事業に向けた基金積立は含まず、災害対応基金の積立が 3%ということであれば、それでよいのではないかと思う。

→（事務局）

ハード事業に向けた個別の基金積立は、資料でいう分類③に当てはまる。この基金積立は、具体的な整備計画が先にあって、それに向けた計画的な積立となる。よって、災害対策等に向けた基金積立のように、毎年最低何％は積み立てるというようなものとは性質が異なるものと考えている。

また、災害対応等のために毎年何％積み立てるのかについては、税収の試算と比較してイメージしていただければと思う。試算結果としては、全体としては約 3 億 6 千万程度ということなので、その 3%というと、1 千万強ということになる。数年間かけて毎年その金額を積み上げていくことが妥当かどうかという観点で、率について考えていただければと思う。

→（田村副委員長）

充当事業が偏らないための対策として、一定の条件は設けるべきだと思っている。例えば、上限割合を設定するにしても、「原則として」というような形にすれば、必要に応じて柔軟な運用が可能ではないかと思う。また、基金についても、ある程度の規模を積立に回すのが望ましいと思う。

→（D 委員）

上限割合を設ける場合について。仮に以前提案されたように、分類①で 60％、分類②と③でそれぞれ 40％という率を設定した場合、②と③を上限いっぱいに設定したとき、①に充てられる金額というのは 20％もないことになってしまう。もしそうなった場合、まちづくり機構の中で行う各エリアの事業にはほとんど使えなくなってしまう

のではないか。もし、上限割合を設定するのであれば、分類②と③は、それぞれ 30%程度の方がよいように感じる。あるいは、むしろ下限割合を設定しないと不足することになる。

→（E 委員）

私としては、すべてに下限を設けるという考えもありうると思う。また、基金残高については、積立額におおよその上限を設けるという考えもあるべきだと思う。例えば、基金残高が 1 億円に達したら、それ以降は別の事業に回すというようなやり方が考えられる。ほかの自治体では、積立金が増え、どう使うかが課題になっている例もあると聞く。貯め込むだけでなく、使う目安もあった方がいいと思う。

また、地域の方々の中には、宿泊税が全部町に使われるとか、全部ＤＭＯに使われるのではないか、と心配する人が多い印象もある。その不安を払拭し、安心してもらうためにも、下限を設けることは有効なのではないかと考える。

→（事務局）

本日欠席の福永委員に事前にヒアリングしたところ、災害等に備える基金積立に下限割合を設定するのはともかくとして、残りの分類については、具体的な割合を定めると、運用が縛られ、状況の変化に柔軟に対応できなくなることが懸念されるとのことだった。

よって、事務局としても、具体的な割合は設けず、「充当割合が著しく偏らないように予算を編成しなければならない」というような文言で整理するのが良いのではないかという見解に至っている。

→（C 委員）

使途の選定手続きにおいて参照すべき基準というのは、使途選定のテーブルに乗せる要件という意味になるだろうが、もし災害等に備えた基金積立を一定の基準で行うということであれば、それを使途選定の要件にはめる必要はないと思うので、その他の項目と並列で扱うのは少し違う気がする。

→（事務局）

基金積立については重要だが、これを別に考えるのであれば、そもそもこの 14 ページの「充当事業が偏らないための分類」が必要かどうかという話にもなる。というのも、これまで 13 ページの「使途の考え方」や「重点活用項目」という二つの基準を作っており、これに加えて三つ目の基準を設けるとなると、使途を決める際に参照すべき判断軸が多すぎて複雑になりすぎるのではないかという懸念もある。

→（梅川委員長）

今議論になっている 14 ページの「充当事業が偏らないための分類」は、宿泊税を「誰が使うか」という判断軸だが、やはり一番重要なのは、宿泊税を「何に使うか」ということであって、それはこれまで検討してきた「使途の考え方の視点」や「重点活用項目」という 13 ページの方だと思う。

→（B 委員）

そのような整理であれば、「充当事業が偏らないための分類」については、上限割合を決めなくても良いのではないかと思う。

→（A 委員）

私も、13 ページのアンケートに基づく重点活用項目が一番重要だと思っている。重点活用項目は、まちづくり機構の事業にも、町の行うソフト事業・ハード事業にもすべてに関わってくる。そうであれば、明確に分類できないとも思うので、災害に向けた積立以外は柔軟でいいと思う。ただし、まちづくり機構が行う事業への配慮は文言として入れていただければと思う。

→（D 委員）

私も、宿泊税活用会議で 13 ページの「使途の考え方」と「重点活用項目」がきちんと議論され、チェック機能が働くのであれば、災害に向けた基金積立以外には上限・下限を設けなくても良いのではないかと思う。

→（E 委員）

私も、災害に備える基金積立についてはルールが必要だと思っていて、例えば基金残高が 1 億円を超えるまでは、毎年一定割合を積み立てるといった形にするのが良いのではないかと思う。また、まちづくり機構への配慮は必要だと思う。それ以外は、皆さんがおっしゃるように、ソフトとハードをきれいに分けられる事業はなかなかないと思うので、上限・下限を細かく決めるのではなく柔軟に対応する方向で良いと思う。

（C 委員）宿泊税活用会議等の構成員について

説明のあった準備会の案では、宿泊税活用会議やその準備会の構成員として「ＤＭＯ」とくくられており、これは湯沢町観光まちづくり機構に限らず、雪国観光圏も含まれるということだと思う。ただ、雪国観光圏は 7 市町村にまたがる事業を展開するＤＭＯであり、今回湯沢町が独自に導入する宿泊税とどう整合させるかは、大きな課題だと感じている。湯沢町観光まちづくり機構は、雪国観光圏とも連携している。以前から議論になっているエリア間の調整も、基本的に湯沢町観光まちづくり機構内で行うということであれば、広域の調整についても同じように、湯沢町観光まちづくり機構の中で行ったうえで、宿泊税活用会議に持ち込むという立て付けの方が、筋が通るのではないかと思う。

→（A 委員）

私もその意見に賛成する。湯沢町独自の宿泊税を検討する場に、7 市町村で構成する雪国観光圏がそのまま構成員として入るのは、少しそぐわないように感じる。雪国観光圏の意見は、「各地域・エリアの声」という位置づけで加えるべきではないかと私は考える。

→（E 委員）

私も、宿泊税活用会議やその作業部会に、雪国観光圏の 7 市町村の情報を直接入れることには違和感がある。やはり、雪国観光圏としての意見は、エリアの声と同様に、湯沢町観光まちづくり機構の中で出されるのが適当だと思う。ただ、雪国観光圏は広域の視点から湯沢町の全体像を俯瞰する立場にあると思う。そういった見識を、オブザーバーのような形で参加してもらって活かしてもらうというのはあり得ると思う。

（田村副委員長）宿泊税活用計画と、町の他の計画との整合性について

宿泊税活用会議で宿泊税活用計画を策定し、それを各担当課に提出して予算要求を行うという形が想定されているが、その活用計画と、町の各担当課が作成している各種計画と整合を図っていかないと、活用計画を提出した後に手戻りになる可能性があると思う。作業部会の役割はかなり重要になると思うが、この流れ、手順について、担当課との調整を含めた形にしてもらえると良いと感じる。

→（事務局）

準備会の案は、作業部会に企画観光課が参加するとなっているが、これは各課に関する事業を集約・調整する事務を企画観光課が担うということだと思う。よって、企画観光課を通して、町の各課との調整は作業部会で行われるものと考えられ、その中で各種計画との整合も図られたうえで、宿泊税活用会議に上げられることになると思う。

→（事務局）

準備会の案と、ここまでの検討委員会で考えている形には、少しずれが出てきているところもある。今回はあくまで準備会案について説明させていただいたものとご理解いただきたい。特に、宿泊税活用会議の構成メンバーについては、今ここで具体的に決められるものではないが、準備会案のようにごく少人数で運営できるかということについては、私どもとしても難しく感じているところ。

→（B 委員）

宿泊税をすべて受入環境整備に充てられるのであればいいが、副委員長からもあった通り、町の他の計画等とも整合を図らなくてはならない中で、既存の観光施設の長寿命化に宿泊税が充てられることが懸念される。ロープウェイやレジャープールなどの既存の観光施設の長寿命化との関係を整理しないと、ここではなかなか議論が進まないのではないかと思う。それが不安材料となっている。

→（田村副委員長）

先ほど申し上げたのは、町の既存計画と、観光振興計画に基づく新たな投資的事業が重なったとき、調整の必要が生じるのではないかという意味であり、既存施設の長寿命化に宿泊税を使うという意味ではないのでご承知いただきたい。既存の施設については、各課で修繕計画等を作成し、補助金等を活用しながら修繕していく。

ただし、もしそれらの施設の機能を向上させるような投資的事業を行う場合には、宿泊税の活用を検討する必要が生じる場合もありうると思う。

→（B 委員）

承知しているが、とはいえこれから既存施設に多額の修繕費等がかかってくるのは明らかで、やはり不安材料であることは否めない。どこまでがその宿泊税を充当しうる投資的事業たりえるのかという線引きの問題もあると思う。そのような中で、宿泊税活用会議は、どこまで意見を上げることができるのか。例えば、「この既存施設はもう維持しなくてもよいのではないか」というような、取捨選択に関する意見まで、町や議会に示すことができるのか。宿泊税を「何に使うか」ということだけではなく、「何には使わないか」という議論までできると良いと思った。

→（梅川委員長）

宿泊税活用会議の根拠となる規定を作ることになると思うが、その時に宿泊税活用会議の機能について定めることになる。その際に、単に宿泊税の使途をリストから選ぶだけではなく、幅広い議論を行い、意見を付すような機能も規定の中に入れることも考えられるかもしれない。

→（事務局）

そこまで具体的なことを規定するかは別途検討が必要だが、今の話では、入湯税と宿泊税の使途の振り分けの中で整理できるように思う。前回の委員会では、入湯税の使途について再検討するまでの当面の間、既存の観光施設に要する費用に入湯税を充当することになったと思う。そうすれば、今ほど出た懸念はある程度払拭されるのではないか。

→（B 委員）

確かに、この議論とは別に、入湯税の見直しを検討する機会が今後設けられるのであれば、その中で既存施設の取捨選択について意見が出る可能性もあるので、そういった議論の中で整理されればいいと思う。

（梅川委員長）議題 2 の総括

資料 10 ページの作業部会の図では、「観光振興計画」と「各地域・エリアの声」から「作業部会」に矢印が伸びていますが、ここに「使途の考え方」もしっかりと参照することが分かるようにした方がいいと思う。つまり、この 3 本柱を元に作業部会で検討するという整理になる。

具体的な使途の選定手続きをまとめると、まず作業部会で宿泊税活用計画の案を作り、それを宿泊税活用会議に持ってきて、提案者がプレゼンを行うことで優先順位を決定する。そのうえで、税収との関係も見ながら、どこまで実施できるかを判断し、町長査定へ進む。このような手続きになるかと思う。

（3）検討委員会としての提言

資料に基づき事務局から説明。提言書の内容については大筋合意を得る。

（B 委員）特別徴収義務者の負担軽減について

外国語対応資料の整備の他に、宿泊施設以外の駅などにも宿泊税の案内表示があると良い。そうすれば「宿泊税を導入している」と事前に分かってもらえると思う。

→（梅川委員長）

特別徴収義務者の負担軽減については重要なので、提言書のもっと上の項目へ移すと良いと思う。

（E 委員）無申告等の事業者に対する罰則について

無申告等の事業者に対する罰則について、例えば事業者名を公表するなど、具体的な罰則規定を提言書に入れることはしないのか。

→（梅川委員長）

提言書にはそこまで具体的なことを盛り込む必要はないと思うが、報告書にはそういった議論があったことを残し、運用について詰めていく際の参考にするのが良いと思う。

→（事務局）

提言書についても、具体的なことにまで踏み込むわけではないが、留意事項に「公平性を担保するため必要な罰則を設ける」といった項目を追加したい。

（梅川委員長）特別徴収義務者交付金の文言記載の修正について

事務局からの説明では、これまで特別義務者報償金としていた表記を、特別義務者交付金に変更したいとのことだった。「報償金」とすると、頑張った人にお渡しするというようなイメージがあるが、「交付金」は、役場が行う徴収事務を担っていただくことに対して支出するという印象になり、そこに違いがあるように思うがどうか。

→（事務局）

もともと「報償金」という言葉も、負担分を補填するという意味合いがあり、誤った表現というわけではないが、奨励の意味合いを持つ「報奨」と受け取られかねない表現かと思うので、誤解が無いよう、今後は「交付金」という言葉に統一したい。

（E 委員）特別徴収義務者交付金の率について

提言書案の中には、特別徴収義務者交付金について、納付額の 2.5%とあるが、以前、電子申告をした場合は、もう少しパーセンテージを上げるという話が出ていたかと思うが、その点はどうなったのか。

→（事務局）

特別徴収義務者交付金の率については、まだ検討委員会の結論が出ていなかったため、今回の提言書案には、もともとの準備会からの提案を記載させていただいた。ただ、事務局としては、交付金は納付額の2.5%というのを一つの基準としたいと考えている。2.5%というのは、先行自治体における一般的な基準であり、それよりも高い率を設定するには、何かしら対外的に説明可能な合理的理由が必要だと考えている。それは総務省との協議においても必要となると考えている。

また、準備会の案は、導入後3年間は、移行期であり事務負担が大きいとして0.5%を加算するものとなっている。加えて、eLTAXで電子申告を行う場合には、さらに0.5%を加えるという案になっている。事務局としては、これを絶対的な上限と考えているわけではないが、ここにさらに加算するのであれば、それなりに理由が必要になると考えている。先ほどのE委員から出た話は、これまでの委員会で出た意見として、電子申告した場合には0.5%の加算ではなく、1%の加算にしてはどうかというものだったかと思うが、このように、どの部分を重点的に措置していくべきか、その理由も含めて改めてご意見をいただきたい。

→（梅川委員長）

どの部分に重点して率を設けるかは、町としての方針を示すメッセージにもなる。電子申告などを進めるために、この部分の加算を手厚くするという考え方もあると思う。

→（A委員）

事業者の立場から言えば、交付金は多い方がありがたい。基本の率も、2.5%にとどめず、3%にし、導入後3年間は3.5%、さらにeLTAX利用で1%加算するなど、できる限り手厚くしていただきたい。

→（B委員）

交付金の率の議論と併せて、特別徴収義務者が実際にどのような方法で納税するのかも確認したい。例えば、振込や現金のみということであれば、事務負担が大きいので、交付金も手厚くする必要があるのではないか。逆に、カード払いなど簡単に納付できるのであれば、提示されている率でもいいのかもしれない。

→（事務局）

前提として、eLTAXで電子申告した場合には、電子納付も行う必要がある。また、クレジットカード納付には対応していないと思うし、役場が作っているシステムではなく、地方税お支払いサイトを利用した、全国の自治体が地方税の電子申告・納付に利用する共通の仕組みなので、役場側が支払い方法を独自に広げることは難しいと思う。

ただし、宿泊税をeLTAXを使って納付すること自体は、先行自治体でも例があるので、湯沢町においても十分可能と考えている。湯沢町の宿泊税条例ができた時点で、eLTAXに登録することになる。

→（D 委員）

クレジットカードで納付できれば理想的だとは思う。事業者にとってはメリットがある。

また、交付金の割合は、事業者の立場からすれば高い方がありがたい。

→（梅川委員長）

総務省との協議では 2.5%が一つの目安になっているが、それを上回る自治体も実際に増えている。例えばインバウンド比率が高い地域では、外国語での説明など特別徴収義務者の事務負担が大きいことを合理的な理由として、交付率を上げる考え方もあるようである。

どの部分に重点して率を設けるかは、町としての方針を示すメッセージにもなる。電子申告などを進めるために、この部分の加算を手厚くするという考え方もあると思う。

→（C 委員）

せっかく宿泊税を新たに導入し、未来に向けた投資に弾みをつけるのであれば、交付金の率についても、他の委員からの話にもある通り、上積みしていただけるとなお良いと思う。役場側が支出を抑えたい立場も理解するが、町全体で制度を盛りあげる気運を高める意味でも、一定の上積みは有効だと考えている。

→（事務局）

電子申告を特に推進したいという意見が出ているので、電子申告の加算を 1%にすることは一案だと思う。

→（E 委員）

電子申告に関しては、町としてＤＸ化といったものを推し進めるということで、十分理屈は通ると思う。電子申告を大幅に上げることは重要だと思っていて、仮に導入後の 3 年間の加算はなくとも、できれば電子申告を 1.5%くらいにできたらいいと思う。

また、電子申告の推進については、特別徴収義務者交付金に限らず、電子化推進のための補助金などを創設して、その財源に宿泊税を充てるという考えもあり得るかと思う。

→（A 委員）

私は事業者の立場から、基本の 2.5%についても、もう少し手厚くしてほしいと思う。湯沢はインバウンドが多く、外国人宿泊者への説明には対応の手間がかかる。そういった湯沢の特徴を理由に、一定の加算があっても良いのではないかと思う。

→（C 委員）

この項目については欠席の委員の意見も重要だと考えている。事務局を通じて意見聴取をお願いしたい。

→（D 委員）

他自治体で高い率を設定している自治体の事情も確認してもらえると良いと思う。

→（事務局）

様々な意見が出ているので、皆様からの意見を踏まえて、次回の冒頭で決めることとさせていただきたい。